

令和6年度 金沢かがやきブランド認定製品開発奨励事業 募集要項

1 目的

市内の中小企業者等が開発した新製品・新技術（以下、「新製品」という。）のうち、優秀と認めるものを「金沢かがやきブランド」として認定し、奨励金を交付することにより、販路開拓を支援するとともに、市内中小企業者等の新製品開発を促進し、もって本市ものづくり産業の振興を図ることを目的とします。

2 申請資格

引き続き1年以上、本市内に主たる事業所等を有し、市税の滞納がない者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 製造業[※]又は情報サービス業に属する事業を営むもので、本市内に主たる事業所若しくは認定を受けようとする新製品の生産施設を有する中小企業者
- (2) 本市内に主たる事務所を有する中小企業団体又は異業種交流団体（ただし、構成員のうち、本市内で事業を営む者の数が2分の1以上の団体）

※ 自ら製造した製品を店舗によりその場で販売する製造小売は小売業に該当するため、製造小売のみの場合は対象となりません。

3 対象製品

概ね1年以内に、次のいずれかに該当する研究開発により製品化した新製品

- (1) 機械器具又は装置の新規開発
- (2) 新物質又は新材料の開発又は利用
- (3) 新システム又は新工法の開発
- (4) 生産、加工又は処理のための新技術の開発
- (5) 新規性かつ市場性の高いパッケージソフトウェアの開発
- (6) 新デザインの開発
- (7) その他技術力又は独自性及び新規性の高い新製品の開発

4 選考方法及び認定等

(1) 選考方法

申請のあった新製品については、書類審査後、審査会（申請者によるプレゼンテーション）を行い、審査会の意見を聴いて、市長が金沢かがやきブランドの認定及び奨励金交付の可否を決定します。（認定及び奨励金の交付は認定区分ごとに1製品程度）

なお、選考に際しては、製品コンセプト、技術力やデザイン、市場性のほか、「金沢かがやきブランド」の活用や「金沢かがやきブランド」の認知度向上のための活動への参加意欲などを総合的に考慮します。

(2) 認定区分

次の4部門ごとに審査し、認定します。

- ① 機械部門 機械関連の技術・機器類、部品、工具、原材料等
- ② 情報部門 ソフトウェアやソフトウェア主体の機器類
- ③ 食品部門 加工食品 ※飲食店で提供するメニューは除きます。
- ④ 生活関連部門 工芸品、生活雑貨等

5 募集期間

令和6年6月3日(月)～7月31日(水)

6 申請方法

以下の書類を、金沢市経済局商工労働課あてメールにて、データ提出してください。【提出先：syokou@city.kanazawa.lg.jp】

※ 申請書は、金沢市公式ホームページ(右記)からダウンロードできます。



◇提出書類

- (1) 金沢かがやきブランド認定製品開発奨励事業適用申請書
- (2) 新製品の概要説明書
- (3) 参考資料(会社案内・沿革、製品パンフレット、技術資料等)
- (4) 業種を確認できるもの(例:定款、現在事項全部証明書など)
注. 個人事業主の場合は、所得税青色申告決算書又は収支内訳書等、製造業又は情報サービス業に属する事業を営んでいることが示されている書面を提出してください。
- (5) 団体名簿(中小企業団体又は異業種交流団体の場合)
- (6) 誓約書
- (7) 市税滞納有無調査承諾書

◇提出書類のまとめ方について

- ① 上記(1)～(3)を1つのPDFファイル ◆ファイル名「申請書(企業者名)」
 - ② 上記(4)～(7)を1つのPDFファイル ◆ファイル名「確認書類(企業者名)」
- にまとめて提出してください。

7 選考結果の通知、公表

- ・ 選考結果は申請者に対し郵送又はメールにて通知します。
- ・ 認定製品及び企業情報については、金沢市公式ホームページ等で公表するとともに、認定証を交付します。

8 スケジュール

申請書受付：令和6年6月3日（月）～7月31日（水）

審査会：令和6年8月下旬～9月頃

認定証交付式：令和6年10月頃

補助制度の活用：認定証交付式後～令和8年3月31日 ※認定を受けた方のみ

9 認定のメリット

- ・新製品が金沢かがやきブランドとして認定を受けた企業等には認定証のほか、奨励金として10万円、大賞を受賞した企業等には50万円を交付します。（認定と大賞の奨励金は重複して交付しません。）
- ・認定製品の販路開拓のために必要となる費用（見本市出展費、マーケティング調査費、広報費）に対する補助制度を利用することができます。（補助対象経費の1/2、補助限度額50万円）
- ・認定製品の販路拡大を図るため、専門家によるフォローアップを実施します。
※認定に至らなかった申請製品に対しても、審査会の推薦があった場合にはフォローアップを実施します。

10 認定にあたって

- ・金沢かがやきブランドの認知度向上のため発足した「金沢かがやきブランド情報発信チーム※」の活動に、積極的に参加していただきます。
- ・認定製品や認定製品を紹介する印刷物等に「金沢かがやきブランド認定製品ロゴマーク」(右図)を使用していただきます。（ただし、印刷に係る経費は、新製品が金沢かがやきブランドとして認定を受けた企業等の負担となります。）



※金沢かがやきブランド情報発信チームは、これまでに自社製品が金沢かがやきブランドの認定を受けた企業で構成。令和5年度はイベントへの出展、金沢駅観光案内所等での製品展示のほか、金沢かがやきブランドの認知度向上のための活動を実施。

11 その他

- ・審査内容及び選考経過に関する問い合わせには応じられません。
- ・提出された申請書類等は返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- ・金沢かがやきブランドに認定後、申請内容に虚偽があることが判明した場合や、認定制度の認知度向上のための取り組みに協力しない等の場合には、認定を取り消すことがあります。

◇申請内容や申請書の記載方法など、相談担当がアドバイスをいたしますので、お気軽にお問い合わせください。なお、相談は予約制のため、申請締切までの時間に余裕を持ってお問い合わせください。

【相談担当】 金沢市総合アドバイザー 青木 健一
金沢市ものづくりコーディネーター 池本 良子

【相談時間】 月・水曜日 13時00分～17時00分
火・木曜日 10時00分～17時00分
金曜日 10時00分～16時00分

【相談場所・連絡先】 金沢市異業種研修会館（金沢市打木町東 1400 番地）

TEL 076-240-1934 E-mail: syoukou@city.kanazawa.lg.jp

申込・問い合わせ	金沢市 経済局 商工労働課 担当：山田 〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号 TEL：076(220)2205 FAX：076(260)7191 E-mail：syoukou@city.kanazawa.lg.jp
----------	--